

道央廃棄物処理組合焼却施設  
管理運営事業

要求水準書  
(案)

令和4年9月

道央廃棄物処理組合



# 目次

第1章 総則 .....	1
第1節 事業概要 .....	1
第2節 計画主要目 .....	5
第3節 一般事項 .....	10
第4節 運營業務条件 .....	16
第2章 運営体制 .....	19
第1節 業務実施体制 .....	19
第2節 有資格者の配置 .....	19
第3節 連絡体制 .....	20
第3章 受付業務 .....	21
第1節 マニュアル作成 .....	21
第2節 受付・計量業務 .....	21
第4章 運転管理業務 .....	23
第1節 施設の運転管理 .....	23
第2節 施設に係る運転管理業務 .....	23
第5章 維持管理業務 .....	26
第1節 施設の維持管理業務 .....	26
第2節 保守管理 .....	26
第3節 修繕工事 .....	28
第4節 維持管理マニュアル .....	31
第5節 精密機能検査等 .....	31
第6節 土木・建築、建築設備等の維持管理 .....	31
第7節 長寿命化計画（延命化計画）の作成及び実施 .....	32
第6章 環境管理業務 .....	33
第1節 施設の環境管理業務 .....	33
第2節 マニュアルの作成 .....	34
第3節 排ガス等の基準値を超えた場合の対応 .....	35
第7章 防火・防災管理業務 .....	38
第1節 緊急対応マニュアル作成 .....	38
第2節 施設の防火・防災管理業務 .....	38
第3節 二次災害の防止 .....	38
第4節 自主防災組織の整備 .....	38
第5節 防火・防災訓練の実施 .....	38
第6節 災害発生時の対応 .....	39
第7節 急病等への対応 .....	39
第8節 事故報告書の作成 .....	39
第8章 保安・清掃業務 .....	40

第1節	施設の関連業務	40
第2節	除雪業務	40
第3節	清掃業務	40
第4節	施設警備・防犯	40
第9章	施設見学者等対応業務	41
第1節	マニュアル作成	41
第2節	見学者対応	41
第3節	周辺住民対応	41
第10章	情報管理業務	42
第1節	施設の情報管理業務	42
第2節	運転管理	42
第3節	保守管理	42
第4節	補修工事	42
第5節	更新工事	43
第6節	保全工事	43
第7節	防火・防災管理	43
第8節	保安・清掃実施	43
第9節	環境管理報告	43
第10節	作業環境管理	44
第11節	施設情報管理	44
第12節	業務報告	44
第13節	その他管理記録報告	44
第14節	公害モニタリングデータ	44
第15節	ホームページの作成及び管理	44
第11章	業務モニタリング	45
第1節	モニタリング方法	45
第2節	モニタリングの手順	46
第3節	是正勧告	47

# 第1章 総則

道央廃棄物処理組合焼却施設管理運営事業要求水準書（以下、「要求水準書」という。）は、道央廃棄物処理組合（以下、「組合」という。）が計画する、道央廃棄物処理組合焼却施設管理運営事業（以下、「本事業」という。）を実施する運営事業者に対して要求するサービス水準を示すものである。

要求水準書は、本事業の基本的な内容について定めるものであり、本事業の目的達成のために必要な設備あるいは業務等について要求水準書に明記されていない事項であっても、運営事業者の責任において全て完備あるいは遂行するものとする。

## 第1節 事業概要

### 1. 一般事項

本事業は、組合構成市町より搬入されるごみの処理を行うため、組合が整備する焼却施設（以下、「本施設」という。）の運転、備品・用役の調達、維持管理、補修及び更新を含めた包括的な運転維持管理業務を事業期間にわたって実施するものである。

運営事業者は、本施設の基本性能を常時適切に発揮させ、搬入されるごみを安全・安心・安定的に処理するとともに、運営事業者の提案による創意工夫のもと、サービスの水準を確保しつつ効率的かつ本施設の長寿命化に配慮した運転維持管理を行うものとする。

### 2. 事業名称

道央廃棄物処理組合焼却施設管理運営事業

### 3. 施設概要

本施設の概要は表 1.1-1 に示すとおりである。

表1.1-1 施設の概要

施設稼働予定日	令和6年4月1日	
事業実施場所	千歳市根志越2533-1、2534-1、2532-11（図1参照）	
敷地面積	約4.3ha	
建築面積	4,970.71m <sup>2</sup>	
延床面積	8,381.08m <sup>2</sup>	
建築仕様	鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造及び鉄骨造	
炉形式	ストーカ方式	
施設規模	158t/日（79t/日×2炉 1日当たり24時間）	
処理対象物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・可燃ごみ （家庭系一般廃棄物、事業系一般廃棄物、産業廃棄物）</li> <li>・破碎選別処理後の可燃物</li> <li>・資源化処理残渣</li> <li>・生ごみバイオガス化処理残渣</li> <li>・生ごみ堆肥化処理残渣</li> </ul>	
焼却施設	受入・供給設備	ピットアンドクレーン方式
	燃焼設備	ストーカ方式
	燃焼ガス冷却設備	廃熱ボイラ方式
	排ガス処理設備	ろ過式集じん方式
	通風設備	平衡通風方式
	余熱利用設備	発電 1,990kW 施設内熱利用
	給水設備	生活用 : 上水 プラント用 : 上水
	排水処理設備	生活用 : 合併処理浄化槽 プラント用 : クローズドシステム
	飛灰処理設備	薬剤処理方式
	電気設備	高圧受電方式
	計装設備	中央制御室からの集中監視・操作方式
煙突高さ	40m	
構成施設	管理棟（工場棟と合棟） 計量棟 雨水調整池 ロードヒーティング その他外構設備	

#### 4. 事業用地の住所

千歳市根志越 2533-1、2534-1、2532-11

#### 5. 事業用地

添付資料参照

#### 6. 運営事業者の業務範囲

運営事業者の業務範囲は、本施設の運営に係る以下の業務とする。

- (1) 受付業務
- (2) 運転管理業務（焼却飛灰の安定化処理、焼却残渣の貯留及び引渡しまでは運営事業者の業務範囲。）
- (3) 維持管理業務
- (4) 環境管理業務
- (5) 防火・防災管理業務
- (6) 保安・清掃業務
- (7) 施設見学者等対応業務
- (8) 情報管理業務
- (9) 運営のセルフモニタリング
- (10) その他これらに付帯する業務

#### 7. 組合の業務範囲

組合の業務範囲は、本施設の運営に係る以下の業務とする。

- (1) 近隣対応
- (2) 本事業のモニタリング
- (3) 本施設への一般廃棄物等の搬入
- (4) 焼却残渣運搬、最終処分業務（焼却飛灰の安定処理、焼却残渣の貯留・積込みまでは運営事業者の業務範囲）
- (5) 売電に関する契約業務
- (6) その他これらを実施する上で必要な業務

#### 8. 事業期間

##### (1) 運営準備期間

本事業における運営準備期間は契約締結日から令和6年3月31日までとし、運営事業者は運営準備期間に実施する施設の試運転期間中に、道央廃棄物処理組合焼却施設建設工事請負企業（以下、「施工企業」という。）から運転に必要な運転指導を受け、受付、運転管理を行うこと。詳細は運営業務委託契約締結後、組合との協議による。

なお、費用の負担区分は、ごみの搬入及び各処理物の搬出・処分に要する費用は組合、試運転に必要な人員の人件費、用役費等及び運転指導に必要な費用は施工企業とし、運転指導を受ける人員の人件費は運営事業者の負担とする。

## (2) 運営期間

本事業における運営期間は令和6（2024）年4月1日から令和26（2044）年3月31日までの20年間とする。

## 9. 基本性能

要求水準書に示す本施設の基本性能とは、施設がその設備によって備え持つ施設としての性能及び機能であり、「道央廃棄物処理組合焼却施設建設工事実施設計図書」に基づく内容である。

## 第2節 計画主要目

### 1. 計画年間処理量

計画年間処理量は以下のとおりとする。

年度	年間処理量 (t/年)
R6	45,386.0
R7	45,116.0
R8	44,858.7
R9	44,255.3
R10	43,644.2
R11	43,047.8
R12 以降	42,458.5

### 2. 計画ごみ質

#### (1) ごみの概要

- 1) 可燃ごみ (家庭系一般廃棄物、事業系一般廃棄物、産業廃棄物)
- 2) 破碎選別処理後の可燃物
- 3) 資源化処理残渣
- 4) 生ごみバイオガス化処理残渣
- 5) 生ごみ堆肥化処理残渣

#### (2) 組成 (上記の混合ごみ)

項目	低質ごみ	基準ごみ	高質ごみ	
水分 (%)	53.5	40.2	26.9	
可燃分 (%)	39.9	52.7	65.5	
灰分 (%)	6.6	7.1	7.6	
低位発熱量 (kJ/kg)	7,400	10,600	13,700	
単位容積重量 (t/m <sup>3</sup> )	—	0.11	—	
元素組成 (%)	炭素	—	51.2	—
	水素	—	7.8	—
	酸素	—	38.8	—
	硫黄	—	0.1	—
	窒素	—	1.1	—
	塩素	—	1.0	—

### 3. ごみの搬出入車両

#### (1) 搬入車両 (最大)

パッカー車：10t 車、平ボディ車：8t 車、ダンプ車：11t 車、アームロール車：10t

#### (2) 搬出車両 (最大)

ダンプ車：10t 車、コンテナ車：10t

#### (3) 車両台数 (予定)

大型車 90 台/日程度、小型車 120 台/日程度

#### 4. 余熱利用計画

ごみ焼却熱を利用して発電を行う。発電電力は、本施設内で使用するほか、余剰分は電力会社に売電するものとする。

また、処理に伴う余熱を活用してごみ搬入・搬出路、駐車場など必要箇所のロードヒーティングを行う。

#### 5. 焼却条件

- (1) 焼却室出口温度  
850℃以上
- (2) 上記燃焼温度でのガス滞留時間  
2秒以上
- (3) 焼却残渣の熱しゃく減量  
5%以下
- (4) 煙突出口排ガスの一酸化炭素濃度  
30ppm 以下 (O<sub>2</sub>12%換算値の4時間平均値)
- (5) 安定燃焼  
100ppm を超える CO 濃度瞬時値のピークを極力発生させない

#### 6. 公害防止基準

公害防止のための基準として、以下の環境目標値を遵守するとともに、運転管理基準値を設定し適切に管理すること。

##### (1) 排ガス

排ガス（煙突出口）については、下表に示した環境目標値を遵守すること。

表 1.2-1 排ガスに係る環境目標値

項目	環境目標値	備考
ばいじん (g/m <sup>3</sup> N)	0.01 以下	乾きガス 酸素濃度 12%換算値
塩化水素 HCl (ppm)	50 以下	
硫黄酸化物 SO <sub>x</sub> (ppm)	50 以下	
窒素酸化物 NO <sub>x</sub> (ppm)	100 以下	
ダイオキシン類 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)	0.1 以下	
水銀 (μg/m <sup>3</sup> N)	30 以下	

##### (2) 騒音

敷地境界線において、定格稼働時に下表の環境目標値とする。

表 1.2-2 騒音に係る環境目標値

朝 6時～8時	昼 8時～19時	夕 19時～22時	夜 22時～6時
65 デシベル以下	70 デシベル以下	65 デシベル以下	60 デシベル以下

(3) 振動

振動に係る環境目標値は、敷地境界において、下表に示す環境目標値を遵守すること。

表 1.2-3 振動に係る環境目標値

昼 午前8時～午後7時	夜 午後7時～午前8時
65 デシベル以下	60 デシベル以下

(4) 悪臭

悪臭に係る環境目標値は、敷地境界において、下表に示す値を遵守すること。

表 1.2-4 悪臭に係る環境目標値

規制物質	基準値	規制物質	基準値(ppm)
アンモニア	1 以下	イソバレルアルデヒド	0.003 以下
メチルメルカプタン	0.002 以下	イソブタノール	0.9 以下
硫化水素	0.02 以下	酢酸エチル	3 以下
硫化メチル	0.01 以下	メチルイソブチルケトン	1 以下
二硫化メチル	0.009 以下	トルエン	10 以下
トリメチルアミン	0.005 以下	スチレン	0.4 以下
アセトアルデヒド	0.05 以下	キシレン	1 以下
プロピオンアルデヒド	0.05 以下	プロピオン酸	0.03 以下
ノルマルブチルアルデヒド	0.009 以下	ノルマル酪酸	0.001 以下
イソブチルアルデヒド	0.02 以下	ノルマル吉草酸	0.0009 以下
ノルマルバレルアルデヒド	0.009 以下	イソ吉草酸	0.001 以下

7. 焼却灰等の基準

焼却灰（主灰）及び飛灰処理物の基準値は下表に示すとおりとする。

表 1.2-5 飛灰処理物（ばいじん）の溶出基準

項目	基準
アルキル水銀化合物	不検出
水銀又はその化合物	0.005mg/L 以下
カドミウム又はその化合物	0.09mg/L 以下
鉛又はその化合物	0.3mg/L 以下
六価クロム又はその化合物	1.5mg/L 以下
砒素又はその化合物	0.3mg/L 以下
セレン又はその化合物	0.3mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.5mg/L 以下

表 1.2-6 焼却灰（主灰）及び飛灰処理物に係る基準（含有基準）

項目	基準
ダイオキシン類	3ng-TEQ/g 以下

## 8. 立地条件

### (1) 用地条件

添付資料参照

### (2) 気象条件

- 1) 気温 最高 34.2℃、最低-25.1℃（いずれも過去 15 年間極値）
- 2) 最大降雨量 204.5mm/日、92.0mm/h（いずれも過去 15 年間極値）
- 3) 積雪荷重 1,600N/m<sup>2</sup>（垂直積雪量 80cm）
- 4) 建物に対する凍結深度 60cm
- 5) 水道敷設に関する埋設深度 120cm

### (3) 都市計画事項

- 1) 用途地域 指定なし（市外化調整区域）
- 2) 防火地域 指定なし（法 22 条区域）
- 3) 高度地域 指定なし
- 4) 建ぺい率 60%
- 5) 容積率 200%

### (4) 搬入道路

搬入車両は、市道根志越長都線を通ってごみを搬入し、建設地の南側から敷地に入り、敷地西側から退場する。

## 9. ユーティリティ条件

### (1) 電力

受電方式 交流三相 3 線式 6.6kV、50Hz、1 回線

### (2) 用水

プラント用水：上水を使用

生活用水　　：上水を使用

(3) 排水

プラント排水：施設内利用（クローズドシステム）

生活排水　　：合併処理浄化槽により処理  
処理水は既設水路に放流

雨水排水　　：既設水路に放流

(4) 電話・通信

光回線（外線用 7 回線、内線用 48 回線）

(5) 燃料

A 重油を使用

### 第3節 一般事項

#### 1. 要求水準書の遵守

運営事業者は、要求水準書に記載される要件について、事業期間中遵守すること。

#### 2. 関係法令等の遵守

運営事業者は、事業期間中、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「労働安全衛生法」等の関係法令及び関連する基準、規格等を遵守すること。主な関係法令等は以下のとおりである。

表 1.3-1 関係法令等

<ul style="list-style-type: none"> <li>●廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）</li> <li>●再生資源の利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）</li> <li>●廃棄物処理施設整備国庫補助事業に係るごみ処理施設の性能に関する指針について（平成10年生衛発第1572号）</li> <li>●ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）</li> <li>●ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン</li> <li>●環境基本法（平成5年法律第91号）</li> <li>●大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）</li> <li>●悪臭防止法（昭和46年法律第91号）</li> <li>●騒音規制法（昭和43年法律第98号）</li> <li>●振動規制法（昭和51年法律第64号）</li> <li>●水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）</li> <li>●土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）</li> <li>●水道法（昭和32年法律第177号）</li> <li>●下水道法（昭和33年法律第79号）</li> <li>●都市計画法</li> <li>●計量法（平成4年法律第51号）</li> <li>●消防法（昭和23年法律第186号）</li> <li>●建築基準法（昭和25年法律第201号）</li> <li>●建築士法（昭和25年法律第202号）</li> <li>●建設業法（昭和24年法律第100号）</li> <li>●労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）</li> <li>●労働基準法（昭和22年法律第49号）</li> <li>●高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和47年労働省令第33号）</li> <li>●事務所衛生基準規則（昭和47年労働省令第43号）</li> <li>●ごみ処理施設整備の計画・設計要領2017改訂版（社団法人全国都市清掃会議）</li> <li>●電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン（資源エネルギー庁）</li> <li>●系統連系技術要件等電力会社が定める規定</li> <li>●高調波抑制対策技術指針（平成7年10月社団法人日本電気協会）</li> <li>●日本工業規格</li> <li>●電気学会電気規格調査会標準規格</li> <li>●日本電機工業会標準規格</li> <li>●日本電線工業会標準規格</li> <li>●日本電気技術規格委員会規格</li> <li>●日本照明器具工業会規格</li> <li>●公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）</li> <li>●公共建築設備工事標準図（電気設備工事編、機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）</li> <li>●機械設備工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部）</li> <li>●電気設備工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部）</li> <li>●工場電気設備防爆指針（独立行政法人労働安全衛生総合研究所）</li> </ul>
--	---

<ul style="list-style-type: none"> <li>●ガス事業法</li> <li>●高圧ガス取締法</li> <li>●航空法（昭和27年法律第231号）</li> <li>●電波法（昭和25年法律第131号）</li> <li>●電気事業法（昭和39年法律第170号）</li> <li>●作業環境測定法</li> <li>●電気用品安全法</li> <li>●電気用品取締法</li> <li>●電気保安法による設備基準</li> <li>●電気設備技術基準・内線規定</li> <li>●電力会社電気供給約款及び同約款取扱細則、電力工事規定</li> <li>●公衆電気通信法</li> <li>●危険物の規制に関する政令</li> <li>●自動火災報知設備工事基準書（自治省消防庁監修）</li> <li>●コンクリート標準示方書（土木学会）</li> <li>●アスファルト舗装要綱（日本道路協会）</li> <li>●構内舗装・排水設計標準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）</li> <li>●道路法</li> <li>●公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律</li> <li>●建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律</li> <li>●電気工事士法（昭和35年法律第139号）</li> <li>●電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成24年経済産業省令第46号）</li> <li>●電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）</li> <li>●浄化槽法</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）</li> <li>●官庁施設の環境保全性に関する基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）</li> <li>●容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律</li> <li>●官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準（平成18年3月31日国営整第157号、国営設第163号）</li> <li>●建築設備設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）</li> <li>●建設設備計画基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）</li> <li>●煙突構造設計指針（平成19年11月社団法人日本建築学会）</li> <li>●事業者が講ずべき快適な職場環境の形成のための措置に関する指針（平成4年労働省告示第59号）</li> <li>●道路構造令</li> <li>●日本建築規格及び鋼構造計算基準</li> <li>●鉄筋コンクリート構造計算基準</li> <li>●建築基礎構造設計基準・同解説</li> <li>●土木工事共通仕様書</li> <li>●土木工事施工管理基準及び規格値</li> <li>●溶接工作基準（日本建築学会）</li> <li>●建築設備耐震設計・施工指針（国土交通省国土技術政策総合研究所監修）</li> <li>●土木工事安全施工技術指針</li> <li>●建設工事に伴う騒音振動対策技術指針</li> <li>●公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）</li> <li>●建築工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）</li> <li>●北海道建設部土木工事共通仕様書</li> <li>●厚生労働省通達関係</li> <li>●分散型電源系統連系技術指針（平成4年3月社団法人日本電気協会）</li> <li>●北海道暴力団排除条例</li> <li>●千歳市暴力団排除条例</li> </ul>
---	---

	<ul style="list-style-type: none"> <li>●北広島市暴力団の排除の推進に関する条例</li> <li>●南幌町暴力団の排除の推進に関する条例</li> <li>●由仁町暴力団の排除の推進に関する条例</li> <li>●長沼町暴力団の排除の推進に関する条例</li> <li>●栗山町暴力団の排除の推進に関する条例</li>   <li>●河川法（昭和39年法律第167号）</li> <li>●景観法（平成16年法律第110号）</li> <li>●クレーン等安全規則（昭和47年労働省令第34号）及びクレーン構造規格（平成7年労働省告示第134号）</li> <li>●その他本事業に関連する法令、規格、基準など</li> </ul>
--	---

### 3. 生活環境影響調査内容の遵守

運営事業者は、「焼却施設設置に係る生活環境影響調査（変更）報告書」に示されている内容のうち、本事業に係る事項について、事業期間中遵守すること。また、組合又は運営事業者の調査により、環境に影響が見られた場合は、組合と協議のうえ、対策を講ずること。

### 4. 一般廃棄物処理実施計画の遵守

運営事業者は、事業期間中、組合が毎年度定める「一般廃棄物処理実施計画」を遵守すること。

### 5. 官公署等の指導等

運営事業者は、事業期間中、官公署等の指導等に従うこと。なお、法改正等に伴い本施設の改修等が必要な場合の措置については、その費用の負担を含め、組合と協議のうえ決定する。

### 6. 官公署等申請への協力

運営事業者は、組合が行う運営に係る官公署等への申請等に全面的に協力し、組合の指示により必要な書類・資料等を提出しなければならない。なお、運営事業者が行う運営に係る申請に関しては、運営事業者の責任と負担により行うこと。

また、本施設に国・道・組合等の立入検査や調査が入る場合には、運営事業者は、資料の作成と提示、組合への助言・報告等、誠意を持って協力すること。

### 7. 官公署等への報告等

運営事業者は、官公署等から本施設の運営に関する報告等を求められた場合、速やかに対応すること。なお、報告にあたっては、同内容を事前に組合に報告し、その指示に基づき対応すること。また、組合業務において官公署等から本施設の運営に関する報告等を求められた場合は、組合に協力すること。

## 8. 組合への報告

- (1) 運営事業者は、「第11章 業務モニタリング」に基づき、月1回の定例会において、本施設の運営に関する記録、資料等を提示・説明すること。なお、提示・説明する資料は組合との協議による。また、組合が本施設の運営に関する記録、資料等の提出を求めた場合、速やかに報告すること。
- (2) 定期的な報告は、「第10章 情報管理業務」に基づくものとし、緊急時・事故時等は、「第7章 防火・防災管理業務」に基づくこと。

## 9. 組合の検査等

運営事業者は、組合が実施する運営全般に対する検査等に全面的に協力すること。この検査等において、組合が本施設の運営に関する記録、資料等の提出を求めた場合、速やかに報告すること。

また、運営事業者は組合が検査等を実施する場合、本施設の運転を調整する等の協力を実施すること。

## 10. 労働安全衛生・作業環境管理

- (1) 運営事業者は、労働安全衛生法等関係法令に基づき、従業者の安全及び健康を確保するために、本事業に必要な管理者、組織等の安全衛生管理体制を整備すること。
- (2) 運営事業者は、整備した安全衛生管理体制について組合に報告すること。安全衛生管理体制には、ダイオキシン類のばく露防止対策上必要な管理者、組織等の体制を含めて報告すること。なお、体制を変更した場合は、速やかに組合に報告すること。
- (3) 運営事業者は、安全衛生管理体制に基づき、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を推進すること。
- (4) 運営事業者は、作業に必要な保護具、測定器等を整備し、作業従事者に使用させること。また、保護具、測定器等は定期的に点検し、安全かつ正確に測定できる状態を保つこと。
- (5) 運営事業者は、「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」(以下、「ダイオキシン類ばく露防止対策要綱」という。)(基発0110第1号平成26年1月10日改正)に基づきダイオキシン類対策委員会(以下、「委員会」という。)を設置し、委員会において「ダイオキシン類へのばく露防止推進計画」を策定し、遵守すること。なお、委員会には、廃棄物処理施設技術管理者等、組合が定める者の同席を要する。
- (6) 運営事業者は、本施設における標準的な安全作業の手順(安全作業マニュアル)を定め、励行させ、作業行動の安全を図ること。
- (7) 安全作業マニュアルは、本施設の作業状況に応じて随時改善し、その周知徹底を図ること。また、組合業務範囲における安全作業マニュアルの改善は、組合及び運営事業者との協議により行う。
- (8) 運営事業者は、日常点検、定期点検等の実施において、安全衛生上、問題がある場合は、組合と協議のうえ、本施設の改善を行うこと。
- (9) 運営事業者は、労働安全衛生法等関係法令に基づき、従業者に対して健康診断を実施

- し、その結果及び就業上の措置について組合に報告すること。
- (10) 運営事業者は、従業者に対して、定期的に安全衛生教育を行うこと。
  - (11) 運営事業者は、安全確保に必要な訓練を定期的に行うこと。訓練の開催については、事前に組合に連絡し、組合の参加について協議すること。
  - (12) 運営事業者は、場内の整理整頓及び清潔の保持に努め、本施設の作業環境を常に良好に保つこと。

## 11. 保険

運営事業者は本施設の運営に際して、火災保険、労働者災害補償保険、第三者への損害賠償保険等の必要な保険に加入すること。なお、保険契約の内容及び保険証書の内容については、事前に組合の承諾を得ること。

なお組合は、本施設の災害等による損害を担保する目的で、必要な保険に加入する予定である。

## 12. 地域振興

本施設の運営にあたっては、関係法令に基づく雇用基準等を遵守したうえで、地元住民の人材雇用に十分配慮するほか、組合構成市町内に本社、本店所在地を有する地元企業を積極的に活用するとともに、物品・役務等の調達についても地元産品を積極的に活用するなど、事業期間を通じて、地域経済及び地域社会への貢献について積極的な配慮を行うこと。また、環境学習、環境保全に関する情報提供など周辺住民への配慮をすること。

## 13. 工事元請下請関係の適正化

建設産業における生産システム合理化指針（平成3年2月5日 建設省経構発第2号）等の趣旨を十分に理解し、補修工事等を実施すること。

## 14. 関連行事等への参加

運営事業者は、本事業に対する周辺住民の理解を深めるため、業務実施場所及び周辺で組合及び関係団体が行う行事等に対し、積極的に参加すること。

## 15. 運営マニュアル及び業務計画書等の作成

- (1) 運営事業者は、次の内容を含む運営マニュアルを作成し、組合の承諾を得ること。
  - 1) 受付業務マニュアル
  - 2) 運転管理マニュアル
  - 3) 維持管理マニュアル
  - 4) 測定管理マニュアル
  - 5) 緊急対応マニュアル
  - 6) 施設見学者等対応業務マニュアル
  - 7) その他関連業務マニュアル
- (2) 運営事業者は、各業務の実施に必要な事項を記載した業務計画書を本事業を開始する60日前までに組合に提出し、組合の承諾を得ること。

- (3) 業務計画書には、各業務の実施にあたり必要となる運営マニュアル及び次に定める内容に関する計画書、組合への各種報告様式等を含むこととし、その内容は組合との協議により決定すること。
- 1) 運転計画
  - 2) 調達計画
  - 3) 保守管理計画
  - 4) 補修工事計画
  - 5) 更新工事計画
  - 6) 保全工事計画
  - 7) 環境管理計画
  - 8) 作業環境管理計画
  - 9) 防火・防災管理計画
  - 10) 除雪計画
  - 11) 清掃計画
  - 12) 警備・防犯計画
  - 13) モニタリング実施計画
  - 14) その他必要な業務実施計画
- (4) 運営事業者は、各年度の業務が開始する 30 日前までに、業務計画書に基づき、当該年度の業務実施計画書（年間運転計画、年間調達計画、年間保守管理計画、年間更新工事計画、年間清掃計画など）を組合に提出し、当該年度の業務が開始する前に、組合の承諾を得ること。なお、業務実施計画書の体裁（分冊・合冊など）は組合と協議して決定すること。
- (5) 必要に応じて、組合と協議の上、運営マニュアル及び業務計画書等の更新を適宜行い、常に最新版を保管し、更新の都度、変更された部分を組合に提出すること。
- (6) 本施設について要求水準書における基本性能を維持し、運営するため、常に運営マニュアル及び業務計画書を適正なものにするよう努めること。

## 第4節 運営業務条件

### 1. 準拠図書等

本事業は、次に示す図書の記載順に優先順位が高いものとして行うこと。

- (1) 運営業務委託契約書
- (2) 公募資料等の質問に対する回答書及び対面的対話の回答書
- (3) 要求水準書及び要求水準書添付資料
- (4) 道央廃棄物処理組合焼却施設建設工事実施設計図書
- (5) 事業提案書
- (6) 業務計画書、業務実施計画書、マニュアル及びその他組合の指示するもの。

### 2. 提案書の変更

原則として提出された事業提案書は変更できない。

ただし、事業期間中に要求水準書に適合しない箇所が判明した場合には、運営事業者の責任において要求水準書に適合するよう改善しなければならない。

### 3. 要求水準書記載事項

#### (1) 記載事項の補足等

要求水準書に記載された事項は、基本的内容について定めるものであり、運営事業者が責任をもって実施できることを前提に、これを上回って、運営することを妨げるものではない。また、要求水準書に明記されていない事項であっても、本施設を運営するために当然必要と思われるものについては、全て運営事業者の責任と負担において補足・完備させなければならない。

#### (2) 参考図等の取扱い

要求水準書の図・表等で「(参考)」と記載されたものは、一例を示すものである。運営事業者は「(参考)」と記載されたものについて、本施設の運営をするために当然必要と思われるものについては、全て運営事業者の責任と負担において補足・完備させなければならない。

### 4. 契約金額の変更

上記2及び3に基づく変更が発生した場合において、契約金額の変更は行わない。ただし、運営業務委託契約書の物価変動等の定めによるところはこの限りではない。

### 5. ユーティリティ条件

「第1章 第2節 9. ユーティリティ条件」を参照。

なお、組合業務範囲を含め、ユーティリティの費用（アンシラリー料金を含む）は運営事業者の負担とする。

### 6. 特定部品の調達

運営事業者は、本施設の性能の維持や維持管理業務に必要な調達を自ら行うものとし、添付資料「特定調達品リスト」に示す本施設の施工企業の製品（以下、「特定部品」という。）

若しくはその後継部品の調達に際し、施工企業の協力を求めることができ、その詳細については、組合と施工企業が取り交わす協定書に基づくものとする。

上記に係わらず、運営事業者が自らの責任において施工企業以外から特定部品を調達することも認めるが、運営事業者は調達に関わる一切の責任を負うものとする。なお、この場合、運営事業者は、本施設の機能を維持できることを組合に説明するとともに、当該部品の調達先・調達時期等について報告すること。

## 7. 施設の保証期間と責任の明確化

本施設の設計・建設工事は、設計・施工一括発注方式により実施しており、施工企業は施工の契約不適合責任に加え、設計の契約不適合責任も負っている。

また、本事業に伴うリスクは、原則として運営事業者が負うものとするが、組合が分担すべき合理的な理由があるリスクについては、組合がリスクを負うこととする。

### (1) 設計の契約不適合責任期間

設計の契約不適合責任期間は、引渡し後10年間。

### (2) 施工の契約不適合責任期間

#### 1) プラント工事関係

プラント工事関係の契約不適合責任期間は、引渡し後3年間である。

#### 2) 建設工事関係

建築工事関係の契約不適合責任期間は原則として引渡し後3年間である。ただし、防水工事等については施工企業が提示した保証年数を明記した保証書による。

### (3) 予備品及び消耗品

予備品及び消耗品は、施工企業が1年間に必要とする数量を納入する。

なお、1年の間に当初納入数量に不足を生じた場合は、施工企業が残存期間中に必要と想定される数量を無償で追加する。

### (4) 責任の明確化

契約不適合が生じた場合の責任の所在について、事業期間には施工企業が負う設計・施工の契約不適合責任期間が含まれるため、運営事業者と施工企業の間で責任の所在が不明確になるおそれがある。

契約不適合が生じた場合は、運営事業者と施工企業の客観的なデータに基づき、両者と組合との協議により、責任の所在の明確化を図る。

## 8. 事業期間終了時の取扱い

(1) 運営事業者は、事業期間終了後も本施設を継続使用することに支障がない状態であることを確認するため、自らの費用と責任において第三者機関による機能検査を組合の立会の下に実施すること。当該検査の結果、本施設が事業期間終了後も継続使用することに支障がなく、次に示す状態であることを確認したことをもって、組合は事業期間終了時の確認とする。

また、当該検査の結果、本施設が事業期間終了後も継続使用することに支障がある場合は、運営事業者は、自らの費用負担において、必要な補修等を実施すること。

なお、「継続使用する」とは、事業期間終了後の運転管理あるいは維持管理を担当する

事業者が、適切な点検、補修等を行いながら使用することをいう。

- 1) 建物の主要構造部等に大きな破損がなく、良好な状態であること。ただし、継続使用に支障のない程度の軽度な汚損・劣化（通常の経年変化によるものを含む）を除く。
  - 2) 内外装の仕上げや建築設備機器等に、大きな汚損や破損がなく、良好な状態であること。ただし、継続使用に支障のない程度の軽度な汚損・劣化（通常の経年変化によるものを含む）を除く。
  - 3) 主要な設備機器等が当初の実施設計図書に規定されている性能を満たしていること。ただし、継続使用に支障のない程度の軽度な性能劣化（通常の経年変化によるものを含む。）を除く。
- (2) 事業期間終了までに、それまでの維持管理業務実績を考慮し見直した長寿命化計画を再策定し、当初計画との比較を行った結果、乖離がある場合は検証を行い、事業期間終了時にはその結果を組合へ報告すること。
- (3) 事業期間終了時に、1年間の運転に必要な予備品・消耗品を用意すること。
- (4) 次期運営事業者に対し、最低3か月以上の運転教育を行うこと。なお、教育方法等は運営事業者が策定し、組合の承諾を得ること。また、運営事業者は事業期間中に作成した図書、資料、蓄積したデータ及びノウハウ等について、組合及び次期運営事業者に対し、全てを引き継ぐものとする。
- (5) その他、本事業終了時における引渡し時の詳細条件は、組合と運営事業者の協議によるものとし、運営開始後15年目に、事業期間終了後の本施設の取扱いや延命化対策工事の要否等について、組合と協議を開始することとし、組合が作成する事業期間終了後の計画等の作成に協力すること。

## 第2章 運営体制

### 第1節 業務実施体制

- (1) 運営事業者は、本事業の実施にあたり、要求水準書及び提案内容を達成できる適切な業務実施体制を整備すること。
- (2) 運営事業者は、組合業務範囲を除いた各業務に必要な以下の体制について組合の承諾を得ること。
  - 1) 安全衛生管理体制
  - 2) 防災管理体制
  - 3) 連絡体制
  - 4) 施設警備・防火・防犯体制
  - 5) 運営管理体制
  - 6) 緊急時の連絡体制
  - 7) その他運営業務の実施のため必要と認められる体制
- (3) 運営事業者は、本事業開始前までに、整備した業務実施体制について組合に報告すること。なお、体制を変更する場合は、やむを得ない場合を除き、事前に組合に報告し承諾を得ること。
- (4) 運営事業者は、初めて本事業で廃棄物焼却炉、集じん機等の設備の保守点検等の業務及び焼却灰等を取り扱う業務等に従事する作業員に対して、労働安全衛生規則に基づく特別教育を実施すること。また、当該業務のマニュアルに基づく教育を実施すること。

### 第2節 有資格者の配置

- (1) 運営事業者は、本施設の現場統括責任者（本施設の円滑な運転管理、維持管理等の総合的な責任を担う者。）かつ廃棄物処理施設技術管理者として、以下の要件を満たす者を事業開始後2年間以上専任で配置すること。なお、現場統括責任者を交代する場合は、同等以上の能力を有するものを配置することとし、30日前までに組合の承諾を得ること。
  - 1) 廃棄物処理施設技術管理者（ごみ処理施設）の資格を有する者
  - 2) 連続運転式一般廃棄物焼却施設（処理方式は、発電設備を有する「ストーカ式焼却方式」に限る）で施設規模が1炉あたり79t/日以上2炉構成以上の施設（1年以上の稼働及び1系列あたり90日間以上の連続運転実績を有する施設に限る。）の現場統括責任者（施設の円滑な運転管理、維持管理等の総合的な責任を担う者。）としての経験を有する者
- (2) 運営事業者は、本施設の運営に必要な有資格者を配置すること。なお、関係法令、所轄官庁の指導等を遵守する範囲内において、有資格者の兼任は認めるものとする。なお、これらの有資格者は試運転時から配置すること。

表 2.2-1 運営必要資格（参考）

資格の種類	主な業務内容
廃棄物処理施設技術管理者 （ごみ処理施設）	本施設の維持管理に関する技術上の業務を担当
安全管理者（常時 50 人以上の労働者を使用する場合）	安全に係る技術的事項の管理
衛生管理者（常時 50 人以上の労働者を使用する場合）	衛生に係る技術的事項の管理
酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了者	酸欠危険場所で作業する場合、作業員の酸素欠乏症を防止する
防火管理者	本施設の防火に関する管理者
危険物保安監督者・危険物取扱者	危険物取扱作業に関する保安・監督
第 1 種圧力容器取扱作業主任者	第 1・2 種圧力容器の取扱作業
クレーン・デリック運転士	クレーン・デリックの運転
第 3 種電気主任技術者	電気工作物の工事維持及び運用に関する保安の監督
第 2 種ボイラー・タービン主任技術者	発電用ボイラー、蒸気タービン等の工事、維持、運用に係る保安の監督
特定化学物質等作業主任者	焼却灰の取扱い、焼却炉・集じん機等の保守・点検等業務
エネルギー管理士	エネルギーを消費する設備の維持管理、エネルギーの使用方法の改善・監視等の業務

※業務内容については、関係法令を遵守すること。

※その他運営を行うにあたり必要な資格がある場合は、その有資格者を置くこと。

### 第3節 連絡体制

運営事業者は、平常時及び緊急時の組合等への連絡体制を整備すること。なお、体制を変更する場合は、やむを得ない場合を除き、事前に組合に報告すること。

## 第3章 受付業務

### 第1節 マニュアル作成

運営事業者は、事業期間にわたり本施設の適切な受付・計量業務を行っていくため、受付・計量業務について基準化した受付業務マニュアルを作成し、組合の承諾を得ること。

運営事業者は、受付業務マニュアルを必要に応じて改定すること。なお、改定にあたっては組合の承諾を得ること。

### 第2節 受付・計量業務

#### 1. 受付管理

- (1) 搬出入車両（焼却灰（主灰）、飛灰処理物を含む。）の計量、記録、確認、管理を行う。  
なお、搬出入車両は全車両、進入時と退出時の2度計量とする。
- (2) 搬入者に対して、搬入用計量機での計量時に計量カードを発行し、搬出計量機での計量時に計量カードを回収するとともに伝票を発行する。
- (3) 搬入者に対して、ごみの分別等受入基準を満たしていることを確認する。なお、基準を満たしていないごみを確認した場合は、受け入れないものとし、併せてその旨を日報、月報等に記載し、組合に報告する。また、基準を満たしていないごみを持ち込んだ搬入者に対して、指導を行う。
- (4) プラットホーム、敷地内道路等の状況を監視し、状況に応じて車両の搬入タイミングを調整すること。
- (5) 効率的で円滑な受付業務の対応に心がけること。

#### 2. 計量データの管理

受入・処理対象物、搬出対象物、薬剤等の計量データを記録し、定期的に組合及び構成市町へ報告すること。なお、報告頻度、時期、項目は組合と協議の上、決定すること。

データは日、曜日、週、月、年ごとに種類・時間帯別の車両台数について整理することとし、計量データ品目の変更・追加や帳票様式の変更を、組合の求めに応じて適宜行うこと。

#### 3. 案内、指示

- (1) 運営事業者は、搬入者に対し、敷地内ルートとごみの投入場所について、案内、指示と安全上の注意を行うこと。
- (2) 運営事業者は、必要に応じて敷地内道路に誘導員を配置すること。また、敷地内外で車両が渋滞する場合には、敷地内外の交通整理を行うこと。

#### 4. ごみ処理手数料の徴収等

- (1) 運営事業者は、本施設に直接ごみを搬入する者より各構成市町が定めるごみ処理手数料を組合が定める方法により収納し伝票発行等の事務を行うこと。ごみ処理手数料は現金収納又は、一部の許可業者等については後納を予定している。なお、電子決済等の事業者提案を拒むものではない。

- (2) 構成市町によっては、有料ごみ袋での搬入を指定し、料金を徴収しない構成市町もあることから、有料ごみ袋での搬入確認等、必要な対応を行うこと。
- (3) 運営事業者は収納したごみ処理手数料を組合が指定する金融機関等へ入金すること。なお、入金に係る手数料等は運営事業者の負担とする。
- (4) 運営事業者は、ごみ処理手数料の徴収データを記録し、定期的に組合及び構成市町へ報告すること。なお、報告頻度、時期、項目は組合と協議の上、決定すること。
- (5) 後納によるごみ処理手数料の徴収については組合の所掌とするが、運営事業者は許可業者のごみ処理手数料について、許可業者毎に月単位でまとめる等、組合の業務に協力すること。
- (6) 組合は、ごみ処理手数料の滞納者に対し、搬入制限を行うことがある。運営事業者は、その対応に従うこと。

## 5. 受付時間

本施設におけるごみの受入時間は祝日を含む月曜日～土曜日（1月1日～1月3日は除く）、午前8時30分～午後4時30分を基本とする。なお、受入時間外についても、組合が事前に指示する場合は、受付業務を行うこと。

## 第4章 運転管理業務

### 第1節 施設の運転管理

運営事業者は、本施設を適切に運転し、本施設の基本性能を発揮し、搬入される廃棄物を関係法令、環境目標値、公害防止条件等を遵守し適切に処理するとともに、最大限経済的運転に努めた運転管理業務を行うこと。

### 第2節 施設に係る運転管理業務

#### 1. 搬入管理

- (1) 運営事業者は、プラットホームにおいて、安全確認員を配置し、車両の誘導、プラットホームの安全確認を行うこと。
- (2) 運営事業者は、プラットホームに進入する直接搬入者に対し、所定の荷下ろし場所へ誘導すること。また、荷下ろし時に適切な指示及び補助を行うこと。
- (3) 運営事業者は、本施設において処理不適物を処理しないものとし、ごみピット投入前に処理不適物の搬入が認められた場合、これらを搬入した者に持ち帰らせること。また、搬入した者が持ち帰りに応じない等の理由により、処理不適物等を残置した場合の対応は、組合と協議のうえ決定すること。なお、基準を満たしていないごみを持ち込んだ搬入者に対して、分別指導を行うこと。
- (4) 車両が公道を汚す恐れがあると判断した場合は、車体、タイヤ等の洗浄を指示すること。

#### 2. 適正処理・適正運転

- (1) 運営事業者は、関係法令、公害防止基準値等を遵守し、搬入された廃棄物を要求水準書に基づき適切に処理すること。特に、ダイオキシン類の排出抑制に努めた処理を行うこと。
- (2) 運営事業者は、本施設の運転が、関係法令、公害防止基準値等を満たしていることを自らが行う検査によって確認すること。
- (3) 本施設の運転については、エネルギーの回収率向上に努める運転とすること。
- (4) 運営事業者は、搬入されたごみの性状について、定期的に分析・管理を行うこと。
- (5) ごみの貯留にあたっては、ねずみ、蚊やハエ等の害虫が発生しないように留意すること。
- (6) ごみピット内のごみは、適宜攪拌を行い均質にすること。

#### 3. 運転管理体制

- (1) 運営事業者は、本施設を適切に運転管理するために、運転管理体制を整備すること。
- (2) 運営事業者は、整備した運転管理体制について組合に報告すること。なお、体制を変更する場合は、災害時などのやむを得ない場合を除き、事前に組合に報告すること。

#### 4. 備品・物品・用役の調達・管理

- (1) 運営事業者は、年度別の計画処理量及び本施設の維持管理に関する備品・物品・用役の調達等を考慮した年間調達計画書を毎年度作成し、組合の承諾を得ること。年間調達計画書には、本施設の備品庫等で保管する備品（組合が調達する備品は除く）も含むこと。
- (2) 運営事業者は、年間調達計画書に基づき、月間調達計画書を作成し、組合の承諾を得ること。
- (3) 運営事業者は、本施設の維持管理に関して必要となる備品・物品等の使用について運営開始前に組合の承諾を得ること。また、運営開始後に必要となる備品・物品・用役等は、運営事業者が調達・管理を行うこと。なお、備品・物品の調達については、シックハウス対策やグリーン購入法及び地元企業の活用等に配慮すること。
- (4) 運営事業者は、組合業務範囲を含め、運転・維持管理に必要な光熱水費、薬品等の用役費を負担し、本施設を適切に運転するために、適切な用役管理を実施すること。なお、災害時を考慮し処理に必要な薬品等は常時7日分（基準ごみ使用量）以上貯留しておくこと。
- (6) 運営事業者は、調達した備品・物品・用役について、調達実績を記録し、組合に報告すること。

#### 5. 運転計画及び運転管理マニュアルの作成

- (1) 運営事業者は、年度別の計画処理量に基づく本施設の保守管理、修繕工事、売電計画等を考慮した年間運転計画を毎年度作成し、組合の承諾を得ること。また、売電計画については売電量の最大化に努めること。
- (2) 運営事業者は、年間運転計画に基づき、月間運転計画を作成し、組合の承諾を得ること。
- (3) 運営事業者は、年間運転計画及び月間運転計画を効率的な運転となるよう随時変更すること。なお、変更にあたっては組合の承諾を得ること。
- (4) 運営事業者は、本施設の運転操作に関し、操作手順及び方法について取扱説明書等に基づき基準化した運転管理マニュアルを作成し、マニュアルに基づいた運転を実施すること。また、運営事業者は、作成した運転管理マニュアルについて、本施設の運転にあわせて随時改善していくこと。なお、緊急時の対応等については緊急対応マニュアルと整合を図ること。

#### 6. 運転管理記録の作成

運営事業者は、ごみの搬入量、処理量、焼却灰等の搬出量、各設備機器の運転データ、電気・上水、燃料、薬品等の用役データを記録するとともに、各種分析値、保守管理、修繕工事等の内容を含んだ運転日報、月報、年報等を作成し、月間運転計画に対応する月間管理記録報告書を提出すること。なお、電気については、買電電力量、売電電力量、送電電力量、消費電力量、発電電力量が把握できるようにすること。

## 7. 焼却灰等の搬出

- (1) 本施設から発生する焼却灰（主灰）、飛灰処理物の処理・処分は組合の所掌とし、組合が指定する運搬業者へ引き渡すものとするが、引き渡すまでの間、適正に管理・保管するとともに、搬出車両への積込みを行うこと。
- (2) 焼却灰等の搬出先によって1台当たりの積込み量が異なるため、焼却灰等の搬出頻度、積込作業、計量等の詳細については組合と協議のうえ、決定すること。
- (3) 運営事業者は、本施設より排出される焼却灰（主灰）、飛灰処理物が要求水準書（案）に示す基準値並びに組合が指示する受入先の受入基準を満たすように処理することとし、定期的に、性状の分析・管理を行うこと。
- (4) 焼却灰（主灰）、飛灰処理物が基準値を満たさない場合、基準値を満たすよう必要な処理を行うこと。なお、その処理・処分費用は運営事業者の負担とする。

## 8. 売電の事務手続き

運営事業者は、組合が行う売電に係る事務手続きの支援を行うこと。なお、売電収益は組合に帰属するものとする。

## 9. 性能試験の実施

運営事業者は、本施設の建設業務に基づく性能試験項目のうち、運営開始後に実施が必要となる項目について、施工企業の指導のもと、運営事業者と組合が合意した期日に実施すること。

## 10. その他

本施設に国・道・組合等の立入検査や調査が入る場合には、運営事業者は、資料の作成と提示、組合への助言等、誠意を持って協力すること。

## 第5章 維持管理業務

### 第1節 施設の維持管理業務

運営事業者は、本施設の基本性能を発揮し、搬入される廃棄物を、関係法令、公害防止条件等を遵守し、適切な処理が行えるように、本施設の維持管理業務を行うこと。また、事業期間終了時における本施設の状態が、その後の使用に支障がない状態に保つことを要求水準事項とし、事業期間終了時まで適切な保守管理、補修、更新及び保全工事等を行うこと。

なお、維持管理にあたっては、施設保全計画等に基づいて行うこと。

### 第2節 保守管理

保守管理とは、本施設を適正に維持管理していくための法定点検、法定点検以外の保守点検、機器の調整、日常的な小部品の取り換え及び各機器の清掃等の一切の管理を指す。

#### 1. 保守管理計画書の作成

- (1) 保守管理計画書は、運営期間中の毎年度分を作成するものとし、当該年度の前年度3月までに保守管理計画書を作成し、組合の承諾を得ること。
- (2) 保守管理計画書のうち、法定点検に関する計画は表5.1-1の内容（機器の項目、頻度等）を参考に作成すること。
- (3) 保守管理計画書は、運転の効率性や安全性、操炉を考慮し計画すること。
- (4) 未使用時の設備・機器については、使用時との環境が異なるものもあるため、特に留意した保守管理を実施すること。
- (5) 日常点検で異常が発生した場合や故障が発生した場合等は、運営事業者は臨時点検を実施すること。

#### 2. 保守管理の実施

運営事業者は、保守管理計画書に基づき、保守管理を実施すること。

#### 3. 保守管理実施の報告

- (1) 保守管理実施結果報告書を作成し、組合へ報告すること。
- (2) 保守管理実施結果報告書は適切に管理し、法令等で定められた年数又は組合との協議による年数保管すること。

表 5.1-1 法定点検、検査項目（参考）

設備名等	法律名		備考
精密機能検査	廃棄物処理法施行規則	第5条 精密機能検査	3年に1回以上
クレーン	クレーン等安全規則 定期自主検査	第34条 定期自主検査 第35条 定期自主検査 第36条 作業開始前の点検 第40条 性能検査	1年に1回以上 1月に1回以上 作業開始前 2年に1回以上
エレベータ	クレーン等安全規則	第154条 定期自主検査 第155条 定期自主検査 第159条 性能検査 第162条 検査証の有効期間の更新	1年に1回以上 1月に1回以上 1年超～2年以内に1回以上 1年超～2年以内
	建築基準法	第12条 報告、検査等	1年に1回以上
第1種圧力容器	ボイラー及び圧力容器安全規則	第67条 定期自主検査 第73条 性能検査等	1月に1回以上 1年に1回以上
第2種圧力容器	ボイラー及び圧力容器安全規則	第88条 定期自主検査	1年に1回以上
小型ボイラー及び小型圧力容器	ボイラー及び圧力容器安全規則	第94条 定期自主検査	1年に1回以上
ボイラー	電気事業法	第55条 定期事業者検査 第55条 定期安全管理審査	1月に1回 3年を経過した日以降1年を超えない時期
蒸気タービン	電気事業法	第42条 保安規程 第55条 定期安全管理審査	
	電気事業法施行規則	第94条の2 定期事業者検査	運転開始日又は定期事業者検査終了した日以降4年を超えない時期
計量機	計量法	第21条 定期検査の実施時期等	2年に1回以上
貯水槽	水道法施行規則	第55条 管理基準 第56条 検査	1年に1回以上 1年に1回以上
屋外タンク	消防法	第14条の3	消防法の規定による
消防用設備	消防法施行規則	第31条の6 消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び報告	外観点検 3月に1回以上 機能点検 6月に1回以上 総合点検 1年に1回以上
エアコンディショナー	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律	第16条 第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	(7.5kW～50kW 未満) 3年に1回以上
冷蔵機器及び冷凍機器			(50kW 以上) 1年に1回以上
電気設備	電気事業法施行規則	第50条第3項第三号 保安規程	保安規程に定めた点検（日常点検、月次点検、年次点検、臨時点検等）を定めた期間毎におこなう。
その他必要な項目	関係法令による		関係法令の規定による

### 第3節 修繕工事

修繕工事とは、本施設について、故障した設備・機器や劣化した機能の改善又はより良い機能の発揮を目的に行う補修工事、更新工事及び保全工事を指す。

#### 1. 施設保全計画の作成

運営事業者は、施設保全計画を作成し、組合の承諾を得ること。また、施設保全計画に基づき、以下に示す補修工事、更新工事及び保全工事の計画書を作成し、当該年度の前年度までに各計画及び予算について組合と協議のうえ承諾を得ること。運営期間を通じた計画は毎年度更新し、当該年度の当初計画と当該年度に行った工事内容について比較し報告書を作成すること。

報告書は記載項目を事前に組合と協議し、決定した上でわかりやすく整理すること。

#### 2. 補修工事

補修工事とは、本施設の故障又は劣化した部分、部材、機器及び低下した性能・機能を初期の性能水準若しくは実用上支障のない性能水準まで回復させる補修又は部分的な交換を指す。

##### (1) 補修工事計画書の作成

- 1) 運営事業者は、表 5.3-1 を参考に補修工事計画書を作成すること。
- 2) 運営事業者は、運営期間を通じた補修工事計画書を作成し、組合の承諾を得ること。
- 3) 運営期間を通じた補修工事計画書は、保守管理実施結果報告書により設備・機器の耐久度と消耗状況を把握したうえで毎年度更新し、組合の承諾を得ること。
- 4) 保守管理実施結果報告書に基づき、設備・機器の耐久度と消耗状況を把握したうえで、各年度の年間補修工事計画書を当該年度の前年度までに作成し、組合の承諾を得ること。
- 5) 補修工事実施に際して、補修工事実施前までに詳細な補修工事実施計画書を作成し、組合の承諾を得ること。
- 6) 予備が無い機器については、あらかじめ破損した場合の対策を立て、適切に対応すること。

表 5.3-1 補修工事の分類（参考）

作業区分		概要	設備・機器（例）	
補修工事	予防保全	時間基準保全（TBM）	・ 具体的な劣化の兆候を把握しにくい、あるいはパッケージ化されて損耗部のみのメンテナンスが行いにくいもの。 ・ 構成部品に特殊部品があり、その調達期限があるもの。	コンプレッサ、ブロワ、電気計装部品、電気基板等
		状態基準保全（CBM）	・ 摩耗、破損、性能劣化が、日常稼動中あるいは定期点検において、定量的に測定あるいは比較的容易に判断できるもの。	耐火物損傷、ボイラー水管の摩耗、灰・排水設備の腐食等
	事後保全（BM）	・ 故障してもシステムを停止せず容易に保全可能なもの（予備系列に切り替えて保全できるものを含む）。 ・ 保全部材の調達が容易なもの。	照明装置、予備系列のあるコンベヤ、ポンプ類	

※プラント、建築設備の例

## （2）補修工事の実施

運営事業者は、補修工事実施計画書に基づき、施設の性能水準を維持するために補修工事を行うこと。

## （3）補修工事実施の報告

- 1）運営事業者は、補修工事が完了したときは、必要に応じて試運転及び性能試験を行い、その結果も含めて、補修工事実施結果報告書を作成し、組合へ報告すること。
- 2）運営事業者は、各年度の年間補修工事実施結果報告書を作成し、組合へ報告すること。
- 3）補修工事実施結果報告書及び年間補修工事実施結果報告書は適切に管理し、法令等で定められた年数又は組合との協議による年数保管すること。

## 3. 更新工事

更新工事とは、本施設の劣化した設備・機器を全交換することにより低下した性能や機能を初期の性能水準まで回復させることを指す。

### （1）更新工事計画書の作成

- 1）運営事業者は、表 5.3-2 を参考に更新工事計画書を作成すること。
- 2）運営事業者は、運営期間を通じた本施設の更新工事計画書を作成し、組合の承諾を得ること。
- 3）運営期間を通じた更新工事計画書は、保守管理実施結果報告書により設備・機器の耐久度と消耗状況を把握し、機器の耐用年数を考慮したうえで毎年度更新し、組合の承諾を得ること。
- 4）保守管理実施結果報告書に基づき、設備・機器の耐久度と消耗状況を把握し、各年度の年間更新工事計画書を当該年度の前年度までに作成し、組合の承諾を得ること。
- 5）更新工事実施に際して、更新工事実施前までに詳細な更新工事実施計画書を作成し、組合の承諾を得ること。

## (2) 更新工事の実施

運営事業者は、更新工事実施計画書に基づき、本施設の性能水準を維持するために効率的な更新工事を行うこと。

## (3) 更新工事実施の報告

- 1) 運営事業者は、更新工事が完了したときは、必要に応じて試運転及び性能試験を行い、その結果も含めて、更新工事実施結果報告書を作成し、組合へ報告すること。
- 2) 運営事業者は、各年度の年間更新工事実施結果報告書を作成し、組合へ報告すること。
- 3) 更新工事実施結果報告書及び年間更新工事実施結果報告書は適切に管理し、法令等で定められた年数又は組合との協議による年数保管すること。

表 5.3-2 更新工事の分類 (参考)

作業区分		概要	設備・機器 (例)
更新工事	予防保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予備機を有している場合でも通常の運転にリスクを及ぼすもの、あるいはパッケージ化されて損耗部のみの交換が行いにくいもの。</li> <li>・ 調達品のうち、保証期間が定められており、事業期間中に更新が必要なもの。</li> </ul>	タービン給水ポンプ、DCS 等
	状態基準保全 (CBM)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 摩耗、破損、性能劣化が、日常稼動中あるいは定期点検において、定量的に測定あるいは比較的容易に判断できるもの。</li> </ul>	蒸気タービン減速機、ITV、クレーンバケット、各設備の油圧ユニット等
	事後保全 (BM)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 故障してもシステムを停止せず容易に保全可能なもの (予備系列に切り替えて保全できるものを含む)。</li> <li>・ 保全部材の調達が容易なもの。</li> <li>・ 不具合がプラント運転に直接支障を及ぼさないもので、調達方法が機器単位のもの。</li> </ul>	排水ポンプ、居室部の照明及びエアコン類

## 4. 保全工事

保全工事とは、本施設の基本性能の維持や公害防止基準の遵守を目的とした補修工事や更新工事以外の工事であり、運営時の使い勝手や効率性を考慮し、点検・修理・交換等を行うことを指す。

運営事業者は、適切な保全工事を行うこととし、保全工事を行う場合は保全工事計画書を作成し、組合へ提出すること。

## 5. 改良工事

本施設の改良工事を行う場合は、改良工事に関する計画を組合に提案し、承諾を得ること。なお、ここでいう改良工事とは、著しい技術又は運営手法の革新等がなされ、本事業

において当該新技術を導入することにより、作業量の軽減、省力化、作業内容の軽減、使用する薬剤その他消耗品の使用量の削減等により、経費の削減等が見込めるような工事をいう。

## 6. 設備台帳の作成

運営事業者は、運営開始前にあらかじめ主要な機器・設備に特定できる記号（設備 ID）を有する設備台帳を作成し、運営期間中の補修工事、更新工事及び保全工事の履歴を記録できるように準備すること。

運営期間中においては、補修工事、更新工事及び保全工事の履歴を記録し、台帳を更新すること。なお、台帳にない機器、設備の修繕工事を実施した際には、設備台帳に追加し、記録すること。この台帳は、運営期間中いつでも組合が閲覧可能であることとする。また、記録媒体については、組合と協議の上決定する。

## 7. 臨機の措置

本施設の設計、施工に起因しない故障、不可抗力による損傷等運営事業者の責に帰さないものについても臨機の措置を講じ、遅滞なく組合に報告すること。

### 第4節 維持管理マニュアル

運営事業者は、事業期間にわたり本施設の適切な維持管理を行っていくため、維持管理について基準化した維持管理マニュアルを作成し、組合の承諾を得ること。

運営事業者は、維持管理マニュアルを必要に応じて改定すること。なお、改定にあたっては組合の承諾を得ること。

### 第5節 精密機能検査等

- (1) 運営事業者は、3年に1回以上の頻度で、精密機能検査を実施すること。
- (2) 運営事業者は、1年に1回以上の頻度で、機能検査を実施すること。
- (3) 精密機能検査及び機能検査の結果を踏まえ、本施設の基本性能を維持するために必要となる各種計画の見直しを行うこと。

### 第6節 土木・建築、建築設備等の維持管理

土木・建築、建築設備等の維持管理については、次に示すとおり行うものとする。

- (1) 運営事業者は、土木・建築の主要構造部、一般構造部、意匠及び仕上げ、外構施設（植栽、緑地、雨水調整池、舗装補修や区画線補修等を含む）、建築電気設備、建築機械設備等の点検を定期的に行い、要求水準書を満足できるよう修理交換等を行うこと。
- (2) 運営事業者は、美観や快適性、機能性を損なうことがないように点検、修理、交換等を計画的に行うこと。
- (3) 安全性及び防災性を確保し、人災発生等を未然に防止すること。
- (4) 突発的な事故等を未然に防ぎ、経済的損失を抑制すること。
- (5) 土木・建築、建築設備等の点検・検査、補修等に係る内容は、調達計画書、保守管理計画書、施設保全計画書、補修工事計画書、更新工事計画書、保全工事計画書に定める

こと。

(6) 屋根、外壁、建具、天井・内壁、床、階段等について、以下の項目を中心にセルフモニタリングを行うこと。

- 1) 漏水等がないこと
- 2) 腐食等がないこと
- 3) ひび割れ等がないこと
- 4) 稼働部の異常作動等がないこと
- 5) 変形等がないこと
- 6) その他運営上で支障となる項目等がないこと

(7) 外構施設について、以下の項目を中心にセルフモニタリングを行うこと。

- 1) 整然とした状態であること
- 2) 雑草等の除去が適切に行われていること
- 3) コンクリート表面・舗装等が適切に保たれていること
- 4) 標識、路面標示等が適切に保たれていること
- 5) その他運営上で支障となる項目等がないこと

#### 第7節 長寿命化計画（延命化計画）の作成及び実施

(1) 運営事業者は、事業期間を通じた長寿命化計画（延命化計画）を作成し、組合の承諾を得ること。

(2) 事業期間を通じた長寿命化計画（延命化計画）は、点検・検査、補修、精密機能検査、機器更新等の履歴に基づき更新し、その都度、組合の承諾を得ること。

(3) 運営事業者は、長寿命化計画（延命化計画）に基づき、本施設の基本性能を維持するために、維持管理を行うこと。

## 第6章 環境管理業務

### 第1節 施設の環境管理業務

運営事業者は、本施設の基本性能を発揮し、関係法令、公害防止条件等を遵守するための適切な環境管理業務を行うこと。

また、測定した記録については、公表する計画であるので公表データの作成、データの提供等組合が行う公表作業に協力すること。

#### 1. 環境管理計画書の作成

- (1) 運営事業者は、表 6.2-1 に示す測定項目及び測定頻度を基に環境管理計画書を作成し、組合の承諾を得ること。また、作成にあたっては、表 6.2-1 の項目及び頻度と同等以上とすること。なお、緊急時の対応等については緊急対応マニュアルと整合を図ること。
- (2) 本施設の運営の状況をより効果的に把握することが可能な測定項目等について運営事業者及び組合が合意した場合、表 6.2-1 に示す測定項目及び測定頻度は適宜、変更されるものとする。また、法令改正等により測定項目の変更する必要がある場合は、別途協議するものとする。

#### 2. 環境管理の実施

運営事業者は、環境管理計画書に基づき、各項目の測定を実施する。

#### 3. 環境管理実施の報告

- (1) 運営事業者は、環境管理計画書に基づく、各測定が完了した際は、環境管理実施結果報告書を作成し、組合へ報告すること。
- (2) 運営事業者は、各年度の年間環境管理実施結果報告書を作成し、組合へ報告すること。
- (3) 年間環境管理結果報告書は、法令等で定める年数又は組合との協議による年数保管すること。

表 6.2-1 事業期間中の測定項目

区 分	測定項目	測定頻度	備考
排ガス	ばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素、水銀	2ヵ月に1回以上 (6回/年以上)	各炉 (1回当たり2検体以上)
	酸素、一酸化炭素、硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素、ばいじん	連続測定	各炉
	ダイオキシン類	4回/年	各炉 (1回当たり1検体以上)
ごみ質	種類組成、三成分、低位発熱量、単位体積重量、元素組成	1回/月	バイオマス比率を算出する。
焼却主灰	重金属溶出量	4回/年	
	ダイオキシン類	4回/年	
	熱灼減量	1回/月	
飛灰処理物	重金属溶出量	4回/年	
	ダイオキシン類	4回/年	
排水	浄化槽法に基づく項目	1回/年	
大気	粉じん濃度	1回/年	4地点
騒音	騒音	1回/年	4地点
振動	振動	1回/年	4地点
悪臭	臭気濃度	1回/年	4地点、脱臭装置排出口を含む
作業環境	ダイオキシン類濃度	2回/年	
	粉じん濃度		

## 第2節 マニュアルの作成

- (1) 運営事業者は、事業期間にわたり本施設の適切な環境管理を行っていくため、測定方法等について基準化した測定管理マニュアルを作成し、組合の承諾を得ること。
- (2) 運営事業者は、測定管理マニュアルに基づき、業務従事者に作業手順を習熟させること。
- (3) 運営事業者は、測定管理マニュアルを必要に応じて改定すること。なお、改定にあたっては組合の承諾を得ること。

### 第3節 排ガス等の基準値を超えた場合の対応

#### 1. 要監視基準と停止基準

##### (1) 基準の区分

運営事業者による本施設の運営が環境面から適切に実施されているかの判断基準として、要監視基準と停止基準を設定する。要監視基準は、その基準を上回った場合、原因の究明等の監視強化を行うための基準である。停止基準は、その基準を上回った場合、本施設を停止しなくてはならない基準である。

##### (2) 対象項目

- 1) 要監視基準は、本施設からの排ガスに関する環境測定項目のうち、連続測定のばいじん、硫黄酸化物、塩化水素、窒素酸化物、水銀とし、運営事業者の提案により設定する基準値とする。
- 2) 停止基準は、公害防止基準値とする。なお、騒音、振動及び悪臭の測定地点については、環境影響調査結果を踏まえた敷地境界地点とする。

##### (3) 要監視基準及び停止基準の判定方法

要監視基準及び停止基準の判定方法については、次表に示すとおりとする。

表 6.3-1 排ガス等の要監視基準及び停止基準等

区分	項目	要監視基準		停止基準	
		基準値	判定方法	基準値	判定方法及び措置
連続測定項目	ばいじん [g/m <sup>3</sup> N]	[ ]	1時間平均値が左記の基準値を超えた場合、施設の監視を強化し、改善策を検討する。	0.01	1時間平均値が左記の基準値を超えた場合、本施設の運転を停止すること。また、原因究明と基準値を遵守するための対策を講ずること。
	硫黄酸化物 [ppm]	[ ]		50	
	塩化水素 [ppm]	[ ]		50	
	窒素酸化物 [ppm]	[ ]		100	
	水銀 [μg/m <sup>3</sup> N]	[ ]		30	
バッチ測定項目	ダイオキシン類 [ng-TEQ/m <sup>3</sup> N]		—	0.1	定期バッチ測定データが左記の基準値を超えた場合、本施設の運転を停止すること。また、原因究明と基準値を遵守するための対策を講ずること。
	水銀 [μg/m <sup>3</sup> N]		—	30	
騒音	朝 (6～8時)		—	65	敷地境界における基準値を超えた場合は、本施設の運転を停止すること。また、原因究明と基準値を遵守するための対策を講ずること。
	昼 (8～19時)		—	70	
	夕 (19～22時)		—	65	
	夜 (22～6時)		—	60	
振動	昼 (8～19時)		—	65	
	夜 (19～8時)		—	60	
悪臭	特定悪臭物資			22物質	悪臭は、要求水準書「第1章 第2節 5. 公害防止基準」に示す基準とする。敷地境界線における基準値を超えた場合は、本施設の運転を停止すること。また、原因究明と基準値を遵守するための対策を講ずること。

※煙突出口、乾きガス：O<sub>2</sub> 12%換算値

## 2. 要監視基準値を超えた場合の対応

運営事業者は、要監視基準値を超えた場合には、組合に連絡し、停止基準に至らないよう、速やかに対策を施すとともに、次に示す手順で本施設の平常どおりの運転状態への復旧を図ること。

- (1) 要監視基準値を超えた原因の解明
- (2) 追加測定結果等を踏まえた改善計画の策定（組合による承諾）
- (3) 改善作業への着手
- (4) 改善作業完了確認（組合による確認）
- (5) 作業完了後の運転データの確認（組合による確認）
- (6) 監視強化状態から平常運転状態への復旧
- (7) (1)～(5)の内容及び今後の対策を含めた改善報告書の策定（組合による承諾）

## 3. 停止基準を超えた場合の対応

運営事業者は、停止基準値を超えた場合には、本施設の運転を速やかに停止し、組合に連絡するとともに、次に示す手順で本施設の平常どおりの運転状態への復旧を図ること。なお、必要に応じ、周辺住民、関係機関への報告、説明、対応等への協力を行うこと。

- (1) 運転の停止、組合への通知
- (2) 停止レベルに至った原因の解明
- (3) 復旧計画の策定（組合による承諾）
- (4) 改善作業への着手
- (5) 改善作業の完了確認（組合による確認）
- (6) 復旧のための試運転の開始
- (7) 運転データの確認（組合による確認）
- (8) 本施設の使用再開
- (9) (1)～(7)の内容及び今後の対策を含めた改善報告書の策定（組合による承諾）

## 4. その他留意事項

焼却主灰及び飛灰処理物について、組合が搬出を行う本施設の受入基準超過に伴う受入停止の措置が発生した場合、運営事業者は、受入停止措置が解除されるまでの間、運営事業者の責任において焼却灰等の保管や代替地における処分等を行うこと。なお、これに伴う費用は運営事業者の負担とする。

## 第7章 防火・防災管理業務

### 第1節 緊急対応マニュアル作成

- (1) 運営事業者は、緊急時における人身の安全確保、本施設の安全な停止、復旧等の手順を定めた緊急対応マニュアルを作成し、組合の承諾を得ること。
- (2) 運営事業者は、緊急対応マニュアルに基づき、事業従事者に作業手順を習熟させ、緊急時にはマニュアルに従った適切な対応を行うこと。
- (3) 運営事業者は、作成した緊急対応マニュアルについては、緊急対応が安全、かつ速やかに行えるよう、必要に応じて改定すること。改定にあたっては組合の承諾を得ること。
- (4) 運営事業者は、大雪、風水害、地震等の自然災害等による緊急事態に遭遇した場合においても、本施設の損害を最小限にとどめつつ、本事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における方法や手段等を取り決めたBCP（事業継続計画）を策定し、組合の承諾を得るものとする。また、BCM（事業継続管理）によって、策定した計画の適切な運用、維持管理に努めること。なお、BCPは、必要に応じて見直しを行うものとし（組合が必要に応じて求める見直しを含む）、この場合についても組合に提出して承諾を得るものとする。

### 第2節 施設の防火・防災管理業務

- (1) 運営事業者は、消防法等関連法令に基づき、本施設の防火・防災上必要な管理者、組織等の防火・防災管理体制を整備し、組合に報告すること。なお、体制を変更した場合には速やかに組合に報告すること。
- (2) 本施設の基本性能を発揮し、関係法令、公害防止条件等を遵守した適切な防火・防災管理業務を行うこと。
- (3) 運営事業者は、日常点検、定期点検等の実施において、防火・防災管理上、問題がある場合は、組合と協議のうえ、本施設の改善を行うこと。
- (4) 運営事業者は、特に、ごみピット等については、入念な防火管理を行うこと。

### 第3節 二次災害の防止

運営事業者は、災害、機器の故障、停電等の緊急時においては、人身の安全を確保するとともに、環境及び対象施設、道路や電力網などの公共物へ与える影響を最小限に抑えるように本施設を安全に停止させ、二次災害の防止に努めること。

### 第4節 自主防災組織の整備

運営事業者は、台風、大雨、大雪等の警報発令時、火災、事故、作業員のけが等が発生した場合に備えて、自主防災組織を整備するとともに、警察、消防、組合等への連絡体制を整備すること。

なお、体制を変更した場合は速やかに組合に報告すること。

### 第5節 防火・防災訓練の実施

緊急時に自主防災組織及び連絡体制が適切に機能するように、定期的に防火・防災訓練等

を行うこと。また、訓練の開催については、事前に組合に連絡し、組合の参加について協議すること。

## 第6節 災害発生時の対応

- (1) 運営事業者は、緊急時対応については組合職員と連携を図ること。
- (2) 運営事業者は、災害発生時において見学者等を適切に誘導するとともに、作業員の避難等人身の安全を最優先すること。
- (3) 震災その他不測の事態により、計画搬入量を超える多量の廃棄物が発生する等の状況に対して、その処理を組合が実施しようとする場合、運営事業者はその保管、処理処分に協力すること。ただし、通常の作業条件を著しく逸脱する場合は協議を行う。
- (4) 運営事業者は、組合及び構成市町が実施する災害対応に協力すること。

## 第7節 急病等への対応

- (1) 運営事業者は、本施設の利用者等の急な病気・けが等に対応できるように、簡易な医薬品等を用意するとともに、急病人等が発生した場合の対応マニュアルを作成すること。
- (2) 運営事業者は、作成した対応マニュアルを周知し、十分な対応が実施できる体制を整備すること。
- (3) 急病等が発生した場合、対応マニュアルに従い対応し、状況に応じ消防、警察等へ連絡するとともに、運営事業者は直ちに組合に報告すること。報告後、速やかに対応等を記した報告書を作成し、組合に提出すること。
- (4) 本施設の適切な箇所にAEDを設置し、維持管理（更新含む）等を定期的実施すること。

## 第8節 事故報告書の作成

運営事業者は、事故が発生した場合、直ちに組合、消防・警察・当該の労働基準監督署等へ連絡するとともに、緊急対応マニュアルに従い、事故の発生状況、事故時の運転管理記録等を組合に報告すること。報告後、速やかに対応策等を記した事故報告書を作成し、組合に提出すること。

## 第8章 保安・清掃業務

### 第1節 施設の関連業務

運営事業者は、要求水準書、関係法令等を遵守し、以下の清掃業務、施設警備・防犯、除雪等の適切な関連業務を行うこと。

### 第2節 除雪業務

本施設は斜路等の必要箇所にロードヒーティングを敷設しているが、除雪が必要となる状況等を想定した除雪計画書を策定し、本施設を常に除雪し、安全に保つこと。

- (1) 敷地内の道路等の除雪を行い、搬入搬出車両の走行、施設の稼働、運転に支障が無いようにすること。また、必要に応じて本施設内及び組合が指定する範囲の除雪を行うこと。特に屋根のつらら、落雪が生じないように配慮すること。やむを得ず危険が生じる場合には、一時的に危険表示などを行い、必要な措置を講じ速やかに開放すること。
- (2) 除雪作業は、日常業務に支障を来さないように行うこと。
- (3) 除雪用の重機は、運営事業者で手配すること。
- (4) 突発的な除雪の必要が生じた場合は、組合と協議し組合の指示に従うこと。

### 第3節 清掃業務

運営事業者は、運営期間をとおして本施設（組合諸室、高所、外構設備等、本施設を構成する全ての施設を指す）を常に清掃し、清潔に保つこと。

運営事業者は、本事業開始前までに、清掃計画書を作成し本組合の承諾を得ること。また、清掃計画書に基づき清掃を実施し、清掃実施結果報告書を本組合へ報告すること。

### 第4節 施設警備・防犯

- (1) 運営事業者は、組合職員が利用する管理諸室を含め、本施設及び場内の警備・防犯体制を整備（機械警備の整備を含む）するとともに、事業期間を通じた警備・防犯計画書を作成し、組合の承諾を得ること。なお、組合の業務時間外の敷地出入口の警備も含むものとする。
- (2) 運営事業者は、整備した施設警備・防犯体制について組合に報告すること。なお、体制を変更した場合は、速やかに組合に報告すること。
- (3) 本施設の警備を実施し、第三者の安全を確保すること。
- (4) 夜間、休日等は、必要に応じて来訪者の対応を行うこと。
- (5) 以下の項目を中心にセルフモニタリングを行う。
  - 1) 定期的に巡回を行い、安全を確保すること
  - 2) 門扉の開閉や鍵の管理等について、開閉状況及び保持状況等を記録すること
  - 3) その他運営上の支障とならないための対応がなされていること

## 第9章 施設見学者等対応業務

### 第1節 マニュアル作成

運営事業者は、事業期間にわたり本施設の適切な施設見学者等対応業務を行っていくため、施設見学者対応業務及び周辺住民対応業務について基準化した施設見学者等対応業務マニュアルを作成し、組合の承諾を得ること。

運営事業者は、施設見学者等対応業務マニュアルを必要に応じて改定すること。なお、改定にあたっては組合の承諾を得ること。

### 第2節 見学者対応

- (1) 施設見学者（一般見学者）の受付及び説明については、運営事業者が行うこと。また、行政視察の受付及び説明については、組合が行うので、運営事業者は組合が行う見学者説明に協力すること。
- (2) 原則として、年末年始（12月31日～1月3日）、土曜日、日曜日及び休日は見学者の対応は行わない。対応時間、管理方法等については組合と協議し決定すること。
- (3) 見学者説明用リーフレットの不足が生じる前に、組合と協議し運営事業者が必要部数を印刷すること。また、リーフレットの内容について必要に応じ更新し、必要部数を作成すること。ただし、詳細については組合と協議し決定すること。
- (4) 運営事業者は、説明用設備の点検整備を行うとともに状況に応じ説明用設備の更新を行うこと。更新対象設備及び更新頻度は提案によることとするが、詳細については組合と協議のうえ決定する。
- (5) 運営事業者は、施設見学者の安全が確保される体制を整備すること。
- (6) 見学者説明用リーフレット、説明用設備は施設見学者が内容を理解可能なわかりやすい表現での作成に努めること。

### 第3節 周辺住民対応

- (1) 運営事業者は、常に適切な運営を行うことにより、周辺の住民の信頼と理解、協力を得ること。
- (2) 運営事業者は、組合が行う周辺の住民との協議に対して、組合の要請に基づき協力すること。
- (3) 運営事業者は、周辺環境等への影響がないように配慮すること。
- (4) 運営事業者は、本施設の運営に関して、住民等から意見等があった場合、速やかに組合に報告し、組合と協議のうえ、対応すること。
- (5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の4に基づいて、運営・維持管理対象施設の維持管理に関し環境省令で定める事項の記録を当該維持管理に関し生活環境の保全上利害関係を有する者に閲覧を求められた場合には、運営事業者は速やかに対応し、その結果等を組合に報告する。

## 第10章 情報管理業務

### 第1節 施設の情報管理業務

運営事業者は、要求水準書、関係法令等を遵守し、適切な情報管理業務を行うこと。また、情報管理は遠隔やクラウドサービスなど最新の情報管理方法の活用も検討する。ただし、管理する情報は、その目的以外に使用しないものとし、情報漏えいを防止する措置を講ずること。

### 第2節 運転管理

- (1) 運営事業者は、本施設の年間運転計画書、月間運転計画書、年間調達計画書及び月間調達計画書を作成し、組合へ提出すること。
- (2) 運営事業者は、ごみ種類別の搬入量・処理量、灰搬出量、運転データ、用役データ、運転日報、月報、年報等を記載した運転管理記録を作成し、組合に提出すること。なお、搬入量・処理量、灰搬出量については全体量に加え構成市町毎に作成すること。
- (3) 運転管理記録の詳細項目は、組合と協議のうえ、決定すること。
- (4) 運転管理記録関連データは、法令等で定める年数又は組合との協議による年数保管すること。
- (5) 本施設で得たデータは、組合に帰属することを基本とする。ただし、運営事業者などが本施設で得たデータを利用する場合は事前に組合と協議し承諾を得ること。
- (6) 遠隔、クラウドサービス等で運転管理を行う場合のデータの取扱い、データの漏えい対策等については、組合と協議のうえ決定すること。

### 第3節 保守管理

- (1) 運営事業者は、保守管理計画及び保守管理結果を記載した保守管理実施結果報告書を作成し、組合へ提出すること。
- (2) 運営事業者は、保守管理実施結果報告書の提出頻度・時期・詳細項目について組合と協議のうえ、決定すること。
- (3) 保守管理関連データは、法令等で定める年数又は組合との協議による年数保管すること。

### 第4節 補修工事

- (1) 運営事業者は、運営期間を通じた補修工事計画書、年間補修工事計画書、補修工事実施計画書、補修工事結果を記載した補修工事実施報告書及び年間補修工事実施結果報告書を作成し、組合へ提出すること。
- (2) 運営事業者は、(1)に示す書類の提出頻度・時期・詳細項目について組合と協議のうえ決定すること。
- (3) 補修工事関連データは、法令等で定める年数又は組合との協議による年数保管すること。

## 第5節 更新工事

- (1) 運営事業者は、運営期間を通じた更新工事計画書、年間更新工事計画書、更新工事実施計画書、更新工事結果を記載した更新工事実施報告書及び年間更新工事実施結果報告書を作成し、組合へ提出すること。
- (2) 運営事業者は、(1)に示す書類の提出頻度・時期・詳細項目について組合と協議のうえ決定すること。
- (3) 更新工事関連データは、法令等で定める年数又は組合との協議による年数保管すること。

## 第6節 保全工事

- (1) 運営事業者は、保全工事計画書及び保全工事実施計画書、保全工事結果を記載した保全工事実施結果報告書を作成し、組合へ提出すること。
- (2) 運営事業者は、保全工事実施結果報告書の提出頻度・時期・詳細項目について組合と協議のうえ決定すること。
- (3) 保全工事関連データは、法令等で定める年数又は組合との協議による年数保管すること。

## 第7節 防火・防災管理

- (1) 運営事業者は、防火・防災に関する管理計画書及び管理結果報告書を作成し、組合へ提出すること。
- (2) 運営事業者は、管理計画書及び管理結果報告書の提出頻度・時期・詳細項目について組合と協議のうえ決定すること。
- (3) 防火・防災管理関連データは、法令等で定める年数又は組合との協議による年数保管すること。

## 第8節 保安・清掃実施

- (1) 運営事業者は、除雪、清掃及び施設警備・防犯計画書及び除雪、清掃及び施設警備・防犯実施結果報告書を作成し、組合へ提出すること。
- (2) 運営事業者は、除雪、清掃及び施設警備・防犯計画書及び除雪、清掃及び施設警備・防犯実施結果報告書の提出頻度・時期・詳細項目について組合と協議のうえ決定すること。
- (3) 関連データは、法令等で定める年数又は組合との協議による年数保管すること。

## 第9節 環境管理報告

- (1) 運営事業者は、環境管理計画及び環境管理結果を記載した環境管理実施結果報告書を作成し、組合へ提出すること。
- (2) 運営事業者は、環境管理実施結果報告書の提出頻度・時期・詳細項目について組合と協議のうえ、決定すること。
- (3) 環境管理関連データは、法令等で定める年数又は組合との協議による年数保管すること。

## 第10節 作業環境管理

- (1) 運営事業者は、作業環境管理計画書及び作業環境保全状況を記載した作業環境管理結果報告書を作成し、組合へ提出すること。
- (2) 運営事業者は、作業環境管理計画書及び作業環境管理結果報告書の提出頻度・時期・詳細項目について組合と協議のうえ決定すること。
- (3) 作業環境管理関連データは、法令等で定める年数又は組合との協議による年数保管すること。

## 第11節 施設情報管理

- (1) 運営事業者は、本事業に関する各種マニュアル、図面等を本事業期間にわたり適切に管理すること。
- (2) 運営事業者は、修繕工事等により、本事業の対象施設に変更が生じた場合、各種マニュアル、図面等を速やかに変更すること。
- (3) 運営事業者は、本施設に関する各種マニュアル、図面等の管理方法について検討し、組合へ報告すること。
- (4) 運営事業者は、組合等が発信するホームページ等に掲載する資料について提出を求められた場合、速やかに対応すること。

## 第12節 業務報告

- (1) 運営事業者は、上記第2節から第10節の履行結果を取りまとめた業務報告書（日報、週報、月報、年報）を作成し、組合へ提出すること。
- (2) 業務報告書の提出時期、詳細項目は組合と協議のうえ決定すること。

## 第13節 その他管理記録報告

- (1) 運営事業者は、本事業に係る経費の収支報告書を組合に提出すること。また、合わせて地元企業への業務等発注額が判別可能な帳簿を作成すること。
- (2) 運営事業者は、本施設の管理記録すべき項目、又は運営事業者が自主的に管理記録する項目を考慮し、管理記録報告を作成すること。
- (3) 運営事業者は、報告書の提出頻度・時期・詳細項目について組合と協議のうえ決定すること。
- (4) 管理記録報告については、法令等で定める年数又は組合との協議による年数保管すること。

## 第14節 公害モニタリングデータ

運営事業者は、本施設の排ガス濃度等の情報を公害モニタリング装置に表示すること。

## 第15節 ホームページの作成及び管理

運営事業者は、組合と協議のうえ、本施設に係るホームページの作成、更新及び管理を行うこと。

## 第11章 業務モニタリング

### 第1節 モニタリング方法

組合は、事業期間にわたり、運營業務の実施状況についてモニタリングし、要求水準書等に定められた業務を確実に遂行しているかについて確認する。

モニタリングは、運營業業者が要求水準書等に基づき業務の管理及び確認を行ったうえで、運營業業者が自らにより確認し、組合に報告する。組合はその報告に基づき確認を行う。

#### (1) 書類による確認

運營業業者は、運営・維持管理業務に係る各業務に関して必要な計画書、報告書を組合へ提出して、本要求水準等の内容の達成状況について承諾を受ける。

なお、必要な提出図書の詳細については、組合と運營業業者が協議して決定する。

表 11.1-1 提出書類と提出時期（参考）

No.	提出書類	提出時期
1	業務計画書（第1章 第3節 15.参照）	運營業務開始 60 日前まで
2	業務実施計画書（第1章 第3節 15.参照）	翌事業年度開始 30 日前まで
3	月間業務実施計画書	毎月 25 日まで
4	業務報告書（日報）	翌日の 12 時まで
5	業務報告書（週報）	翌月曜日の 12 時まで
6	業務報告書（月報）	翌月 10 日まで
7	業務報告書（年報）	翌事業年度開始 30 日後まで
8	業務実施結果報告書	翌事業年度開始 30 日後まで
9	会社法上要求される計算書類、事業報告、附属明細書、監査報告、会計監査報告及びキャッシュフロー計算書	翌事業年度開始後 3 か月後まで
10	その他組合が必要とする書類	随時

#### (2) 定例会の実施

組合及び運營業業者は、運營業務のモニタリング実施にあたり、月1回の定例会を実施する。また、本定例会のほか、本事業を円滑に遂行するため、必要に応じ情報交換及び業務の調整を図ることを目的とした協議の場を設けるものとする。

#### (3) 定例会等の出席者

組合及び運營業業者は、必要に応じ前項の定例会及び協議の場に、関連する企業、団体、外部有識者を参加させることができるものとする。

#### (4) 現地における確認

組合は、運營業務のモニタリング実施にあたり、必要と認めるときは、現地における確認を行う。運營業業者は、組合の現地における確認に必要な協力を行うこと。

## 第2節 モニタリングの手順

モニタリングの手順及び運営事業者と組合の作業内容は次表に示すとおりである。ただし、モニタリング方法についての詳細は、運営事業者が提供するサービスの方法に依存するため、運営業務委託契約の締結後に運営事業者が策定するモニタリング実施計画書において確定する。なお、モニタリング実施計画書の内容については組合と協議のうえ作成する。

表 11.2-1 具体的なモニタリング手順（参考）

	運営事業者	組合
計画時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設完了前に業務計画書、運営マニュアルを作成し、組合へ提出する。</li> <li>・業務実施計画書（年間・月間等）、業務報告書（日報、週報、月報、年報）等の様式を作成し、組合へ提出する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務計画書等を運営事業者と協議のうえ、内容を確認して承諾する。</li> <li>・業務報告書の様式等を運営事業者と協議のうえ、内容を確認して承諾する。</li> </ul>
日常モニタリング	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎日の業務の実施に関する日常モニタリングを行い、その結果に基づき、セルフモニタリング結果報告書を作成し、業務報告書（日報）にその内容を含める。</li> <li>・業務報告書（日報）を組合へ提出する。</li> <li>・本事業の運営やサービスの提供に大きな影響を及ぼすと思われる事象が生じた場合には、直ちに組合に報告する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務報告書（日報、セルフモニタリング結果報告を含む）の内容及び業務水準を確認して承諾する。</li> </ul>
定期モニタリング	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務報告書（日報）及びその他の報告事項を取りまとめ、業務実施結果報告書（週報、月報、年報）を提出する。</li> <li>・財務諸表を提出する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務実施結果報告書等の内容を確認し、業務実施状況の評価を行い、評価結果を運営事業者へ通知する。</li> <li>・定期的に施設巡回、業務監視、運営事業者に対する説明要求及び立会い等を行う。</li> <li>・モニタリング結果に基づき、委託料の支払いを行う。</li> </ul>
随時モニタリング	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適宜、説明要求や現場立会いの対応を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期モニタリングのほかに、必要に応じて、施設巡回、業務監視、運営事業者に対する説明要求及び立会い等を行う。この結果については、定期モニタリングの結果に反映する。</li> <li>・是正指導等を行った場合、運営事業者からの是正指導に対する対処の完了の通知等を受けて実施する。</li> </ul>

※モニタリングの実施に際し、組合が行うモニタリングにおいて発生した費用（第三者機関、外部委託者）は、組合が負担し、それ以外に運営事業者のモニタリングにおいて発生した費用（第三者機関による調査、分析、評価等を含む）については、運営事業者が負担する。

### 第3節 是正勧告

組合は、運営業務が運営業務委託契約書等に規定する要求水準及び仕様を満たしていないと判断される事象が発生した場合には、運営事業者には是正勧告等を行い、契約金額の減額を行う場合がある。